

会員通知 第16号
平成26年4月21日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

一部証券取引所における呼値の縮小化対応に伴う「発行日決済取引の
売買証拠金の代用有価証券に関する規則」の一部改正について

本所は、「発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則」の一部改正を行い、平成26年7月22日から施行します。（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）

今回の改正は、平成26年7月22日より一部証券取引所において施行される呼値の単位の段階的な縮小化に伴い、当該証券取引所の一部の上場銘柄について1円未満の呼値の単位が発生することを受けて、発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券として差し入れることができる株券の時価を、金融商品取引所における最終値段（気配表示が行われている場合には最終気配値段。）の1円未満の数値を切り捨てた値とする取扱いについて、所要の改正を行うものです。

以上

発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券（<u>社債券（外国法人により発行されるものを含む。）のうち、それを保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</u></p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(7) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）<u>であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</u></p> <p style="text-align: right;">100分の80</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下この条において同じ。）<u>又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</u></p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(7) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）<u>又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</u></p> <p style="text-align: right;">100分の80</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号</p>

新	旧
<p>に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの</p> <p>金融商品取引所（複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した金融商品取引所）における最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段。<u>ただし、株券については、円位未満の端数金額を切り捨てる。</u>）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p>	<p>に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの</p> <p>金融商品取引所（複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した金融商品取引所）における最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>